

議案第 61 号

北栄町外国語指導助手人事評価要領の制定について

北栄町外国語指導助手人事評価要領を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020年10月28日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町外国語指導助手人事評価要領

(総則)

第1条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、北栄町が語学指導等を行う外国青年招致事業で来日する外国語指導助手の人事評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施責任者・評価者)

第2条 人事評価を実施する者(以下「実施責任者」という。)は教育総務課長とする。

2 人事評価の評価者(以下「評価者」という。)は、主として勤務する中学校の校長とする。

(評価の範囲)

第3条 人事評価の対象となる外国語指導助手は、12月1日現在に在職するすべての外国語指導助手とする。

(評価の期間)

第4条 人事評価は、次に掲げる者ごとにそれぞれに掲げる期間について実施するものとする。

(1)新規招致外国語指導助手 任用期間の初日から当該11月30日まで

(2)再任用外国語指導助手 前回の人事評価期日から当該11月30日まで

(評価の方法)

第5条 人事評価をより正確かつ効果的なものにするため、12月及び6月に人事評価面接を実施する。

2 人事評価面接は、外国語指導助手目標管理シート(様式1)を利用して評価者が行い、終了後その結果を実施責任者に提出するものとする。

3 評価者は、人事評価面接の結果に基づき、対象となる外国語指導助手の勤務成績について公正な評価を行い、評価の結果その他必要な事項を人事評価記録書(様式2、以下「記録書」という。)に記録し、外国語指導助手目標管理シートとともに実施責任者に提出するものとする。

4 実施責任者は、評価者が行った評価について審査のうえ、確認するものとする。

5 実施責任者は、人事評価後、その結果を外国語指導助手にフィードバックするための面接を評価者同席のもとで実施する。

(記録書の保管等)

第6条 記録書は、作成後5年間、教育総務課が保管するものとする。

2 記録書は、条例又は規則等に別段の定めがある場合を除くほか、当該外国語指導助手の指導育成及び公正な再任用を行うために使用する以外は、秘密に属するものとして扱うものとする。ただし、外国語指導助手が任用団体を異動する場合であって、新任用団体が人事管理等の理由から記録書を必要とする場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和2年10月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式1(第5条関係)

外国語指導助手(ALT)目標管理シート

氏名		所属	中学校
任期	年 月 日～ 年 月 日(年目)	提出日	年 月 日
目標設定期間	年 月 日～ 年 月 日	面談日	年 月 日

1 目標の設定とその達成計画

課題と目標(何をするか)	達成計画(どのように/いつまでに)
①	
②	
③	
【日本語学習の目標】	【学習方法】 ・CLAIR 日本語講座() ・その他()

3 目標の達成度評価(12月及び6月に記入)

自己評価1(実践できたこと)	自己評価2(実践できなかったこと)	評価者評価欄
①		
②		
③		

4 自由意見記入欄

JET参加者	評価者

年 月 日

英語主任

職・氏名

印

年 月 日

評価者

職・氏名

印

5 人事評価実施責任者確認

年 月 日

実施責任者

職・氏名

印

様式2(第5条関係)

外国語指導助手(ALT)人事評価記録書

氏名		所属	中学校
任期	年 月 日～ 年 月 日(年目)	面談日	年 月 日
評価期間	年 月 日～ 年 月 日	フィードバック	年 月 日

1 勤務の状況

- ① 遅刻 (ない ・ たまにある ・ やや多い ・ とても多い)
 ② 欠勤 (ない ・ たまにある ・ やや多い ・ とても多い)
 ③ 特記事項

2 指導等の状況(4:優れている 3:やや優れている 2:やや劣っている 1:劣っている)

- ① 指導・計画案、教材作りに対する積極性 (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ② 指導に対する熱意 (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ③ 日本人教師との協調性 (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ④ 特記事項

3 その他(4:優れている 3:やや優れている 2:やや劣っている 1:劣っている)

- ① 責任感(職務の遂行、約束の実行など) (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ② 積極性(授業外の活動への参加) (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ③ 公平さ(生徒指導や職員との交流) (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ④ 日本への関心(文化・言語・交流など) (4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
 ⑤ 特記事項

4 所見欄

年 月 日 評価者 職・氏名 印

5 実施責任者確認

年 月 日 実施責任者 職・氏名 印

成年年齢引き下げに伴う北栄町成人式の開催方針について（案）

1. 背景

民法の一部改正により 2022（令和 4）年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。これに伴い、令和 4 年度以降の北栄町成人式の対象年齢を決定する必要があります。

2. 方針

現行どおり年度内に 20 歳を迎える方を対象とします。

3. 理由

- （1）18 歳を対象とした場合、進学や就職など進路選択の時期と重なり、新成人本人や家族の負担が大きく、参加したくても参加できない方が出てくるのが想定されるため
- （2）飲酒及び喫煙等の法律上の年齢制限は、20 歳のままとされており、一般成人と同様の権利を行使し、義務を負うことになる年齢を節目とすることが適当だと考えるため
- （3）18 歳を対象とした場合、令和 4 年度の対象者が 3 学年分となり、式典運営に支障が生じる恐れがあるため

4. その他

式典の名称については、「成人式」は用いず、20 歳の節目にふさわしい名称を検討していきます。

2022（令和4）年度成年に達する対象者数（18歳～20歳）

- 20歳になる者 175人
（2002年度生まれ…2002（平成14）年4月2日～2003（平成15）年4月1日生まれ）
 - 19歳になる者 207人
（2003年度生まれ…2003（平成15）年4月2日～2004（平成16）年4月1日生まれ）
 - 18歳になる者 199人
（2004年度生まれ…2004（平成16）年4月2日～2005（平成17）年4月1日生まれ）
- ◇対象者合計◇ 581人

18歳（成年）になってできること・できないこと

できること

- 親の同意なしで契約が可能となる。
（携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくるなど）
- 10年有効のパスポートが取得可能となる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格が取得可能となる
- 結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から引き上げられ、男女ともに18歳となる）

できないこと（20歳にならないとできないこと）

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券）を買うこと
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

主な鳥取県内の他市町の状況

- 倉吉市 … 10月に開催される議会懇談会で報告し、公表予定
- 湯梨浜町 … 対象者にアンケートを実施し、今年度中に決定
- 琴浦町・三朝町 … 検討中
- 米子市 … 20歳を対象とすることで決定・公表済
- 鳥取市 … 8月に鳥取市の公式LINEを登録している人を対象にアンケートを実施。10月に方針決定予定

法律第五十九号（平三〇・六・二〇）

◎民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七百三十一条を次のように改める。

（婚姻適齢）

～現行の民法～

（成年）

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

第七百三十七条を次のように改める。

第七百三十七条 削除

第七百四十条中「第七百三十七条」を「第七百三十六条」に改める。

第七百五十三条を次のように改める。

第七百五十三条 削除

第七百九十二条中「成年」を「二十歳」に改める。

第八百四条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条ただし書中「成年」を「二十歳」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（成年に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者（次項に規定する者を除く。）は、施行日において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法（次条第三項において「旧法」という。）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

（以下略）

大谷子ども園在り方検討について

2020.10.28 教育委員会定例会

【協議予定事項】

- ・「今後の方向性（町全体）」のまとめ
- ・大谷子ども園の来年（2021年）度の入園児募集について
- ・来年度入園申込状況を踏まえた上で大谷子ども園の方針を検討することについて
- ・委員会方針決定までに保護者と協議場面を設定することについて

1 「保育・幼児教育施設の今後の方向性」まとめ

(1) 町全体

事務局案	委員会意見
○認定子ども園の維持について 保育・幼児教育施設の町立施設のあり方は、今後も認定子ども園施設とする。	意見なし
○平等なサービス提供について 町立の認定子ども園においては、どの園であっても平等に保育・幼児教育が受けられる環境を整える。	意見なし
○子ども園の人数規模について 標準的なサービス提供を保障するため、入園児童数の人数で上限・下限を設ける。入園児数が上限・下限を超えることが見込まれる場合は、施設のあり方と運営方法を検討する。 ・園定員：上限●人、下限20人。 ・クラス定員：上限は現行どおり、下限は4・5歳児混合クラスの場合は15人。	<ul style="list-style-type: none"> ・混合クラスを安易につくるべきではない。（・下限人数低すぎる。困る状況になる前の基準を設定すべき。） ・クラス定員下限「15人」は、「概ね15人」としてもよい。
○優先すべき保護者ニーズについて 以下の事項を優先的事項として捉え、今後の園運営を行う。 ・待機児童を生じさせない受入態勢を整える。 ・現状の保育・幼児教育の質を維持する。 ・年齢に応じた保育・幼児教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各園PTAの連絡協議会が作れないか。

(2) 大谷子ども園

事務局案	委員会意見
○園の在り方について (案1) 入園児数（年度当初）が2年連続で、園全体で20人未満または4・5歳児の合計で15人未満となった場合は、翌年度から園を廃止する。 (案2) ●年度から園を廃止する。 (案3) 施設類型を保育園等に変更し、受入を●歳児以下に限定する。 (案4) 当面の間、現状のまま運営を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・1年くらい時間をかけながら議論し、関係者に納得してもらうよう進めるべき。 ・地元の意見も聞くこと。納得してもらうことが必要。 ・大谷子ども園だけの問題として捉えず、町の少子化問題を大きな視点で考えていくことが必要。 <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">※方針案決定には至らず</p>

(3) 町全体（修正）

項目	内容
認定こども園の維持について	保育・幼児教育施設の町立施設のあり方は、今後も認定こども園施設とする。
平等なサービス提供について	町立の認定こども園においては、どの園であっても平等に保育・幼児教育が受けられる環境を整える。
こども園の人数規模について	標準的なサービス提供を保障するため、入園児童数の人数で上限・下限を設ける。入園児数が上限・下限を超えることが見込まれる場合は、施設のあり方と運営方法を検討する。 ・園定員：上限は現状どおり、下限 20 人。 ・クラス定員：上限は現行どおり、下限は 4・5 歳児混合クラスの場合は概ね 15 人。
優先すべき保護者ニーズについて	以下の事項を優先的事項として捉え、今後の園運営を行う。 ・待機児童を生じさせない受入態勢を整える。 ・現状の保育・幼児教育の質を維持する。 ・年齢に応じた保育・幼児教育を実施する。

(4) 大谷こども園（当面の対応案）

- ・来年（2021 年）度の入園児募集を従来どおり行う。想定を超える大幅な人数減少がなければ来年度も園を運営する。
- ・入園申込状況が判明する 11 月定例会以後に、来年度の見込数を踏まえて今後のあり方（基本的な考え方・基準等）を検討する。
- ・委員会方針決定前に、保護者へ検討状況報告・方向性（案）の考え方を説明し、意見を聴き取る場を設ける。

2 今後の予定

(1) 来年度入園手続

- ・11月4日～20日： 入園申込受付
- ・1月： 入園調整～内定、入園児検診

(2) 大谷こども園保護者説明・意見交換会（※事務局案）

- ・（案）11月中。開催について保護者会へ打診する。

(3) 議会報告

- ・11月行政報告会（11月5日）で、現在の検討状況について中間報告を行う。

(4) 保護者アンケート結果公表

- ・公表用資料作成中。公表目標時期 11～12 月。

【別紙資料】9月定例会意見まとめ

検討すべき事項の現状及び分析のまとめ、今後の方向性

1 町が考える認定こども園のあるべき姿

(1) 保育・幼児教育の質の確保

現状	事務局考察	委員会意見
<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指すこどもの姿に基づき保育・幼児教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが平等にサービスを受けられる環境づくりを基本とする。 ・年齢に応じた関わり方が必要。年齢ごとでその時期に伸ばすべき育ちの内容が異なる。3歳未満児はしっかり関わる必要がある。3歳以上児は集団活動の場をつくることも必要。 	意見なし
<p>(混合クラスについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学年が少人数の場合は混合クラスによる保育・教育を実施している。大谷こども園で実施あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数の場合、特に5歳児においては成長発達に必要な集団的活動、他の児童との関わり方が不足しがちとなる。 ・片方の年齢を中心に考えた活動にならざるを得ない場面があり、もう一方の年齢に無理が生じる。 ・一方で、多すぎると集団としてのまとまりにくさが生じる。1クラスあたりの人数の適正化は必要。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> ・混合クラスの異年齢児間の関係性の中で、年下を思いやる優しさといった感性が育まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・混合クラスは、異年齢交流を図るためにあえて行うものではない。あくまで少人数の現状に対する対処的措置。 ・可能な限り年齢ごとのクラスに分かれることが望ましい。 ・異年齢交流は別方法で実施可能。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・混合クラスの担任は、4歳児と5歳児それぞれの発達を踏まえた活動を行っている。単一年齢のクラスより事務量が多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・混合クラスとそれ以外のクラスとで担任職員の負担の差が大きくなることは望ましくない。 	
<p>(少人数園について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷こども園が少人数園である。また、4・5歳児が混合クラスとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4・5歳児は一定数以上の児童がいることが望ましいが、低年齢児(0～2歳児)については、この限りではない。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭は園児数に応じ、少ないクラス人数であっても工夫をしながら指導を行っている。 ・園全体業務にかかる1職員の負担が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園の人数規模の違いによって職員の負担の差が大きくなることは望ましくない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営上における人数基準あり。教育・保育施設の最低利用定員は20人以上。 ・大谷こども園：利用定員57 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可定員と実際の入園者数に大きな乖離があることは、施設管理のコスト面での無駄を生じることにつながる。 	

人	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な少人数では、認定こども園として提供すべき幼児教育等の質の確保が難しくなる。 ・今後も認定こども園として運営していくのであれば、入園者数は最低20人以上が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大谷こども園保護者から「手厚い保育が行われている」との評価あり。 ・保護者との関わりが深くできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数園の長所の一つである。ただし、この長所のみを目的とした少人数設定は適当ではない。 ・大規模園であっても関わり方が不十分にならないよう注意が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・少人数を活かし、何か特徴的サービスを新たに創設することを望む声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数園の特性を活かせる特徴的サービスが見当たらない。 	
<p>(多人数園について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北条こども園の人数が多すぎるとい声がある(回答:園全体44%、クラス25%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多人数を原因としたサービス低下を生じさせない運営が必要。 ・園全体規模よりは、クラス人数規模を適正に設定することで改善は可能と考えられる。 	意見なし
<p>(保育教諭人員確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初は、基準定数人数は確保できているが加配職員が不足している。年度中途では、入園希望に対し基準定数の人員の確保も困難となり、待機児童が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準定数の職員や加配職員の配置に支障を生じさせない、人員確保対策が必要。 	意見なし

(2) 公立園の役割

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> ・町内に町立こども園4園を設置している。(別に私立こども園1園、私立保育所1所あり。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数の今後の推移、私立園の運営状況を踏まえながら、公立園としての設置規模や運営を考えていくことが必要。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> ・人数規模の違いはあるものの町立各園が同一の方針の保育・幼児教育を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立園で1園だけ特色を打ち出すことは適当ではない。特色あるサービス提供は私立園に任せ、公立園として標準的なサービスを広く提供することを基本とすべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大谷こども園で延長保育時間が町立他園より短い。他園：～19:00。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育時間を他園と同様にすることの検討が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で待機児童が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が生じない受入体制を整えることが必要。 	

2 保護者が期待するこども園の姿

(1) こども園を選ぶ基準

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> 保護者が園を選ぶ際に優先している条件は、「近距離」「小学校区内」「送迎に便利(通勤途中にあり)な場所」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 送迎距離、小学校区内の設置状況など、立地場所に関しては、保護者の希望に応えられる場所があり、現状で概ね不具合はない。 ただし、第1希望の園に入れない場合は、優先する基準が満たされないことがある。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> 園が遠くなる、選択肢が減る、預けにくくなるなどの理由から、施設数を減らすことは望まれていない 	<ul style="list-style-type: none"> 別の園となった場合でも、園までの距離や送迎時間が、現状の平均と大きくかけ離れることにはならない。 町全体の定員と地域間のバランスを考えるとともに、預けたいときに預けられる受入体制を整えることが必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児と3歳以上児とで選ぶ基準が異なる保護者が若干ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「保育・教育内容」以外の優先基準として、3歳未満児は「人数規模のちょうどよさ」、3歳以上児は「小学校区内」を意識されている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 預け先として希望する施設として、保護者アンケートでは、現状の「認定こども園」を選ぶ方が一番多かったが、「預けられれば施設類型にこだわらない」とした方も1/3程度あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の認定こども園運営で問題はないと考えるが、今後も保護者ニーズがどこにあるかを把握しておくことは大切である。 	

(2) 期待されている保育・幼児教育

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> 園の保育・幼児教育内容については、現状で多くの方が満足している 	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持しつつ、不満が生じている点の改善を図ることが必要。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児と3歳以上児とでは、保護者が園に期待する内容が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた関わり方が必要。年齢ごとでその時期に伸ばすべき育ちの内容が異なる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者からは保育教諭の負担が多いとの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭の人員確保とともに業務改善が必要。 	

3 保護者や地域とのつながり

(1) 保護者

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> 少人数園の方が、職員と保護者一人ひとりとのつながりが深くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な距離感のもと、適切な関係性が維持できる人数規模が良い。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> 少ないながら「保護者からの意見対応」に対し不満を感じている保護者がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数規模以外の他要因あり。要因を確認して改善することが必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> 園行事で保護者の協力機会は多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 園と保護者(P T A)との連携は今後も必要。 	

(2) 地域

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> ・児童との関わりの中で、保育教諭、保護者以外にも地域の力は必要。各種行事で協力をいただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域活動」を期待する保護者は、さほど多くない。現状の評価は、良くも悪くも無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する。 	

4 施設運営

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> ・各園とも建物の耐用年数は余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化により改修・修繕が必要となることはあるが、直ちに使用に耐えられないことはない。 	意見なし
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の人数規模により、児童一人当たりのコストに最大 2.5 倍程度の差が生じている（児童 1 人あたり：大規模 865 千円～小規模 2,170 千円）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な差とならないよう適正な施設規模で運営していくことが必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭について、年度当初は、基準定数人数は確保できているが加配職員が不足している。年度中途では、入園希望に対し基準定数の人員の確保も困難となる。（※再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準定数の職員や加配職員の配置に支障を生じさせない、人員確保対策が必要。（※再掲） ・人員確保が難しい現状の中では、職員配置を効率的にできるよう、1 施設には児童数が一定以上いる状態が望ましい。 	

5 大谷こども園の個性

現状	事務局考察	委員会意見
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模園である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模園としてのメリットも生じているが、町全体の保育・幼児教育の方針に基づくサービス提供が保障できるか、他園との均衡が図られるかの視点により考えることを優先すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「…尊重しつつも、他園、他地区との…」の「他園」をはずした方がよい。（事務局了解。）
<ul style="list-style-type: none"> ・設立経緯などのこともあり、地域から園に対する思い入れが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・思い入れを尊重しつつも、他園、他地区との均衡が崩れないようにすることが必要。 ・仮に園の運営形態の変更や廃園を行う場合は、丁寧な説明が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・過去にも廃園や統合を検討した経緯があるが、結果、廃園となっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数化の現状と将来予測から、改めて今回、検討が必要であると考え。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者育成の観点から地域内に園が必要であるとの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の町の保育・幼児教育方針の中で、農業後継者育成・農業振興の観点はなし。農業振興政策分野で議論すべき事項である。 	

※以下、再掲

6 今後の方向性

(1) 町全体

事務局案	委員会意見
○認定こども園の維持について 保育・幼児教育施設の町立施設のあり方は、今後も認定こども園施設とする。	意見なし
○平等なサービス提供について 町立の認定こども園においては、どの園であっても平等に保育・幼児教育が受けられる環境を整える。	意見なし
○こども園の人数規模について 標準的なサービス提供を保障するため、入園児童数の人数で上限・下限を設ける。入園児数が上限・下限を超えることが見込まれる場合は、施設のあり方と運営方法を検討する。 ・園定員：上限●人、下限 20 人。 ・クラス定員：上限は現行どおり、下限は 4・5 歳児混合クラスの場合は 15 人。	・混合クラスを安易につくるべきではない。 (・下限人数低すぎる。困る状況になる前の基準を設定すべき) ・クラス定員下限「15 人」は、「概ね 15 人」としてもよい。
○優先すべき保護者ニーズについて 以下の事項を優先的事項として捉え、今後の園運営を行う。 ・待機児童を生じさせない受入態勢を整える。 ・現状の保育・幼児教育の質を維持する。 ・年齢に応じた保育・幼児教育を実施する。	・各園 P T A の連絡協議会が作れないか。

(2) 大谷こども園

事務局案	委員会意見
○園の在り方について (案 1) 入園児数(年度当初)が 2 年連続で、園全体で 20 人未満または 4・5 歳児の合計で 15 人未満となった場合は、翌年度から園を廃止する。 (案 2) ●年度から園を廃止する。 (案 3) 施設類型を保育園等に変更し、受入を●歳児以下に限定する。 (案 4) 当面の間、現状のまま運営を継続する。	・1 年くらい時間をかけながら議論し、関係者に納得してもらうよう進めるべき。 ・地元の意見も聞くこと。納得してもらうことが必要。 ・大谷こども園だけの問題として捉えず、町の少子化問題を大きな視点で考えていくことが必要。

2020年度 諸表簿点検結果（町立認定こども園）

1. 実施日 2020年7月30日(中原教育総務課課長、中野子育て支援室長、澤村)
2. 実施内容 北栄町立こども園文書分類基準表にそって適切に整備・保存されているか
4園の帳簿を簿冊ごとに点検
3. 改善が必要な事項
 - ① 文書の事務処理方法：受発文書の処理が適切でないものがある。
起案手続きのないものがある。(起案日・決済日/起案者・決裁者)
回議されていない文書がある
 - ② 文書の保存方法：どの内容をどこに綴るのか曖昧なものがある。
必要な文書が綴られていないものがある。
分かりやすい分類整理が必要
 - ③ 文書の保存内容：公文書として保存すべきものとそうでないものの整理が必要
4. 結果報告 7月31日 園長に指摘・改善事項を周知
5. 今後に向けて
 - ① 文書の事務処理方法の周知徹底
 - ② 簿冊の分類を再度検討
 - ③ 簿冊の保存内容、保存方法の明確化

●今年度は特別支援教育関係帳簿を重点的に確認

1. 実施日 北条こども園 9月29日(藤木室長、澤村) 大誠こども園 10月7日(澤村)
大谷こども園 10月12日(澤村) 由良こども園 10月14日(澤村)
2. 結果報告 実施日に特別支援教育担当部長と確認
10月13日 各園長に指摘・改善事項を周知
3. 良かったこと
 - ・特別支援教育関係綴り作成マニュアルにそって整備・保存されていた。
 - ・特別支援教育の年間計画が整備・実施されている。
 - ・支援レベル表を作成、活用されている。(中間にレベル表を確認している園有り)
 - ・巡回相談の記録が整備・保存されている。
4. 改善が必要な事項
 - ①園内委員会の位置づけが必要なものを確認
 - ・園内就学委員会(6月)、町支援判定会議に向けて(9月)、園内支援レベル検討(3月)
 - ②発受文書の作成・保存

2020年度諸表簿の点検について(報告)

教育総務課

記

1 対象校・実施日時

大栄中学校	8月4日(火)13:30~15:00
特別支援	8月21日(金)13:30~15:00
北条小学校	8月18日(火)9:00~10:30
特別支援	8月18日(火)9:00~10:30
北条中学校	8月19日(水)14:00~15:30
特別支援	8月19日(水)14:00~15:30
大栄小学校	8月26日(水)10:00~11:30
特別支援	8月25日(火)10:00~11:30

2 点検者

校区内学校事務職員(2名)
指導主事(3名)

3 点検内容・結果

(別紙)

- ・電子化されたもの(指導要録、出席簿)についてはPC上で確認。
- ・点検後、点検結果を校長・教頭に報告。
- ・不備については修正など対応を指示した。
- ・特別支援教育関係の不備については、各校個別に指示をした。

2020年度 諸表簿点検集約 [北条小]学校

《A できている B だいたいできている C あまりできていない D できていない》

1 指導要録について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認 校長室内金庫室に保管
2	町からの就学通知書を保存している	A	
3	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	
4	過去の指導要録の保管状況	A	

2 出席簿について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が日々正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認 補助簿でも確認
2	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	

3 服務関係表簿(出勤簿、出張簿、休暇簿、週休簿等)について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2	関係表簿が整備保存されている	/	
3	定期的に、関係諸表簿の整合性が図られている	/	
4			

4 学校日誌について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2			

5 学校経営に関する諸文書について

観 点		状況	特記事項
1	教育課程、要覧、研究関係書類が整備保存されている	A	評価の観点のみの教科あり 毎月の月例報告で確認 全体計画なし、別葉あり 各学年あり。学級により記載方法が違う
2	年間指導計画と評価規準が整備保存されている	B	
3	加配教員の活動記録や実績記録が整備保存されている	/	
4	道徳の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	B	
5	人権教育の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	A	

6 就学指導委員会関係書類

観 点		状況	特記事項
1	校内就学指導委員会の記録が保存整備されている	A	個別の支援計画に記入漏れがあった。 年度末に校内で記入漏れがないか校内で確認をする。
2	特別支援学級入級児童生徒の3点セット(個人調査書・診断書・観察票)が整備保存されている	A	
3	個別の支援計画(保護者の同意書)・指導計画が整備保存されている	B	
4	特別支援教育に関する方針、教育課程などが整備保存されている	A	

7 その他

観 点		状況	特記事項
1	学級、学年会計簿が整備されている(集金計画等適切である)	/	事務点検
2	校内の委員会、職員会などの会議録が整備保存されている	A	
3	スクールカウンセラー相談日誌(補助簿)が整備保存されている	A	アンケート集計結果とともに保管
4	いじめ防止対策委員会の会議録が整備保存されている	A	
5	いじめ対策の基本方針のHP掲載	A	
6	学校危機管理マニュアル	A	個人情報、学校ルールブック有
7	初任研(指導記録、校内研記録)	A	

2020年度 諸表簿点検集約 [大栄小]学校

《A できている B だいたいできている C あまりできていない D できていない》

1 指導要録について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認 校長室内金庫室に保管
2	町からの就学通知書を保存している	A	
3	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	
4	過去の指導要録の保管状況	A	

2 出席簿について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が日々正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認。
2	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	補助簿でも確認

3 服務関係表簿(出勤簿、出張伺簿、休暇簿、週休簿等)について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2	関係表簿が整備保存されている	/	
3	定期的に、関係諸表簿の整合性が図られている	/	
4			

4 学校日誌について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2			

5 学校経営に関する諸文書について

観 点		状況	特記事項
1	教育課程、要覧、研究関係書類が整備保存されている	A	一覧あり。各教科の年計評価基準はPC内 毎月の月例報告で確認
2	年間指導計画と評価規準が整備保存されている	A	
3	加配教員の活動記録や実績記録が整備保存されている	/	
4	道徳の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	A	

6 就学指導委員会関係書類

観 点		状況	特記事項
1	校内就学指導委員会の記録が保存整備されている	A	通常学級の支援計画に記入漏れがあった。 年度末に記入漏れがないか校内で確認をする。
2	特別支援学級入級児童生徒の3点セット(個人調査書・診断書・観察票)が整備保存されている	A	
3	個別の支援計画(保護者の同意書)・指導計画が整備保存されている	B	
4	特別支援教育に関する方針、教育課程などが整備保存されている	B	

7 その他

観 点		状況	特記事項
1	学級、学年会計簿が整備されている(集金計画等適切である)	/	事務点検
2	校内の委員会、職員会などの会議録が整備保存されている	A	資料・文書に直接書き込み
3	スクールカウンセラー相談日誌(補助簿)が整備保存されている	A	データ保存
4	いじめ防止対策委員会の会議録が整備保存されている	A	
5	いじめ対策の基本方針のHP掲載	A	
6	学校危機管理マニュアル	A	

2020年度 諸表簿点検集約 [北条中]学校

《A できている B だいたいできている C あまりできていない D できていない》

1 指導要録について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認 校長室金庫に保管
2	町からの就学通知書を保存している	A	
3	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	
4	過去の指導要録の保管状況	A	

2 出席簿について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が日々正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認。
2	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	

3 服務関係表簿(出勤簿、出張伺簿、休暇簿、週休簿等)について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2	関係表簿が整備保存されている	/	
3	定期的に、関係諸表簿の整合性が図られている	/	
4			

4 学校日誌について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2			

5 学校経営に関する諸文書について

観 点		状況	特記事項
1	教育課程、要覧、研究関係書類が整備保存されている	A	英語の評価基準なし 毎月の月例報告で確認
2	年間指導計画と評価規準が整備保存されている	B	
3	加配教員の活動記録や実績記録が整備保存されている	/	
4	道徳の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	A	
5	人権の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	A	

6 就学指導委員会関係書類

観 点		状況	特記事項
1	校内就学指導委員会の記録が保存整備されている	B	指導計画に記入漏れがあった。 年度末に記入漏れがないか校内で確認をする。
2	特別支援学級入級児童生徒の3点セット(個人調査書・診断書・観察票)が整備保存されている	A	
3	個別の支援計画(保護者の同意書)・指導計画が整備保存されている	B	
4	特別支援教育に関する方針、教育課程などが整備保存されている	A	

7 その他

観 点		状況	特記事項
1	学級、学年会計簿が整備されている(集金計画等適切である)	/	事務点検 災害時用も準備有
2	校内の委員会、職員会などの会議録が整備保存されている	A	
3	スクールカウンセラー相談日誌(補助簿)が整備保存されている	A	
4	いじめ防止対策委員会の会議録が整備保存されている	A	
5	いじめ対策の基本方針のHP掲載	A	
6	学校危機管理マニュアル	A	

2020年度 諸表簿点検集約 [大栄中]学校

《A できている B だいたいできている C あまりできていない D できていない》

1 指導要録について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	A	事務室 ★校務支援システム上で確認 校長室金庫に保管
2	町からの就学通知書を保存している	A	
3	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	
4	過去の指導要録の保管状況	A	

2 出席簿について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が日々正確に記入されている	A	★校務支援システム上で確認。 補助簿でも確認
2	コンピュータでの入力箇所が適切である	A	

3 服務関係表簿(出勤簿、出張伺簿、休暇簿、週休簿等)について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2	関係表簿が整備保存されている	/	
3	定期的に、関係諸表簿の整合性が図られている	/	
4			

4 学校日誌について

観 点		状況	特記事項
1	必要事項が正確に記入されている	/	事務点検
2			

5 学校経営に関する諸文書について

観 点		状況	特記事項
1	教育課程、要覧、研究関係書類が整備保存されている	A	表紙がH31年度となっている。社会のみC組あり 毎月の月例報告で確認
2	年間指導計画と評価規準が整備保存されている	B	
3	加配教員の活動記録や実績記録が整備保存されている	/	
4	道徳の全体計画と年間指導計画が整備保存されている	A	

6 就学指導委員会関係書類

観 点		状況	特記事項
1	校内就学指導委員会の記録が保存整備されている	A	通常学級の支援計画に記入漏れがあった。 年度末に記入漏れがないか校内で確認をする。
2	特別支援学級入級児童生徒の3点セット(個人調査書・診断書・観察票)が整備保存されている	A	
3	個別の支援計画(保護者の同意書)・指導計画が整備保存されている	B	
4	特別支援教育に関する方針、教育課程などが整備保存されている	A	

7 その他

観 点		状況	特記事項
1	学級、学年会計簿が整備されている(集金計画等適切である)	/	火災、地震以外の事象別安全マニュアルの確認
2	校内の委員会、職員会などの会議録が整備保存されている	A	
3	スクールカウンセラー相談日誌(補助簿)が整備保存されている	A	
4	いじめ防止対策委員会の会議録が整備保存されている	A	
5	いじめ対策の基本方針のHP掲載	A	
6	学校危機管理マニュアル	A	